

市の現状、今後の取り組み について

～(仮称)地域委員会の設置、
地域担当職員の配置に向けて～

行政計画上の位置づけ

* ■第五次多摩市総合計画 (平成23年度~)

* 【基本構想】

* 将来都市像 「みんなが笑顔 いのちにぎわうまち 多摩」

* 目指すまちの姿

- * 1 子育て・子育ちをみんなで支え、子どもたちの明るい声がひびくまち
- * 2 みんなが明るく、安心して、いきいきと暮らしているまち
- * **3 みんなで楽しみながら地域づくりを進めるまち**
- * 4 働き、学び、遊び、みんなが活気と魅力を感じるまち
- * 5 いつまでもみんなが住み続けられる安全で快適なまち
- * 6 人・自然・地球 みんなで環境を大切にするまち

基本計画改定時の課題の整理

- * 課題1 地域の支え手・担い手が不足している
- * これまで自治基本条例に基づいて、市民との協働によるまちづくりを進めてきたが、定年退職で現役をリタイアした後も引き続き就労を継続する市民が増えるなど、社会状況が大きく変わってきている中で、地域の支え手をこの世代だけに求めることは難しくなってきている。
- * ⇒ 市内の大学との連携による、次代の地域をコーディネートできるリーダーの養成
- * ⇒ 現役世代でも無理なく地域参加、行政参画できるしくみづくり

基本計画改定時の課題の整理

- * 課題 2 住民に地域の課題が知られていない
- * 地域の課題を地域で共有化するしくみがないために、地域の住民でも、地域で何が課題となっているかが知られていない。
- * 特に、忙しい現役世代は地域への関心が低く、説明会、ワークショップを開催しても、参加者は時間的にゆとりのあるリタイヤ世代、一部の声の大きい市民が大半を占めている。
- * ⇒ 現役世代も参加可能な地域懇談会の開催、地域委員会の設置

基本計画改定時の課題の整理

- * 課題3 庁内に地域を俯瞰できる部署がない
- * 地域には、地域防災・防犯対策、子どもたちの健全育成や高齢者の見守り、地域にある公共施設の改修など、多岐にわたる課題があり、かつ、エリアにより課題の重要性が異なる。
- * 地域単位で窓口となる部署がなく、個別の部署ごとに対応していることから、庁内で横の連携・調整ができていないことが多い。
- * ⇒ 地域と行政とをつなぐ役割を担う職員（地域担当職員）の配置

行政計画上の位置づけ

■第五次多摩市総合計画 第3期基本計画（令和元年6月～）

* 【基本計画】

* 基盤となる考え方 「健幸まちづくりのさらなる推進」

* 重点課題

- * 1 超高齢社会への挑戦
- * 2 若者世代・子育て世代が幸せに暮らせるまちの基盤づくり
- * 3 市民・地域と行政との新たな協働のしくみづくり

* 重点課題解決のための視点

- * 3-① 地域活動を市が後押しするためのしくみづくり
- * 3-② だれもが地域活動に参画できる環境整備
- * 3-③ 「だれもが支え手」の地域づくり
- * 3-⑥ 現役世代の声を地域に活かすしくみづくり

行政計画上の位置づけ

* (分野別計画)

* 政策C1 地域で支え合い、暮らせるまちづくり

* 施策C1—2 市民主体による地域づくりの推進

* 主な施策の方向性 (1) 次の時代の地域リーダーの養成

* 今後4年間の重点的な取組

* ① 現役世代の地域参加・行政への参画の推進

* ② 地域をコーディネートできる人材の養成

* 主な施策の方向性 (2) 地域自治を推進するためのしくみづくり

* 今後4年間の重点的な取組

* ① 地域懇談会の開催、地域委員会の設置

* ② 地域担当職員の配置

行政計画上の位置づけ

- * ■ **多摩市生涯学習推進計画**（令和元・2年度の2年間で改定）
- * ○地域を豊かにするための人づくりの実現
- * ○健幸まちづくりや市民の社会参加を支援

- * ■ **多摩市地域福祉計画**（令和元年度に中間見直し）
- * ○地域での市民による支え合いのしくみである「**地域福祉推進委員会**」の取組の推進
- * ○地域福祉の担い手となる市民の発掘・育成・支援
- * ○地域での実践につなげる機能の充実

第二期自治推進委員会

「コミュニティ自治推進に向けた検討報告書」

(平成23年6月)

* 報告書内容

- * 第1章 コミュニティ自治の重要性と検討の視点
- * 第2章 多摩市のコミュニティ組織の現状と課題
- * 第3章 コミュニティ自治の今後のあり方と検討事項
- * 第4章 今後の多摩市のコミュニティ自治への提案
- * ~コミュニティ会議の設立を目指して~
- * ■第1段階 地域の課題を共有化しよう
- * ~コミュニティ懇談会の設置
- * ■第2段階 地域課題への取り組み
- * ~コミュニティ会議の設立へ

第三期自治推進委員会

「コミュニティ自治推進に向けた検討報告書」

(平成23年6月)

* コミュニティ自治における課題

- * ●コミュニティ活動は、ボランティア中心となるため、担い手の確保が難しい
- * ●多くのコミュニティ組織があるが、相互の連絡調整、連携協力が図られていない
- * ●それぞれのコミュニティ組織が自分の団体の活動について広報しているが、それが市民に届いていない
- * ●コミュニティ組織に若い世代の関わりが少なく、これを呼び込むような仕掛けができていない



「なんらかの仕掛け」が必要

第三期自治推進委員会
「コミュニティ自治推進に向けた検討報告書」
(平成23年6月)

* ~コミュニティ会議の設立を目指して~

* ■ 第一段階

* 地域の課題を発見し、共有化する懇談の場を
* 設置し、市民の意識を醸成する



* ■ 第二段階

* 地域の課題を協議し、その解決に向けて活動
* する自治組織をつくる

第三期自治推進委員会

「コミュニティ自治推進に向けた検討報告書」

(平成23年6月)

* ■ 第一段階

* ○ コミュニティ懇談会の設置

* (地域にどのような課題があるかという話し合いの場)

* 既存の団体の代表＋個人参加(無作為抽出で参加の協力依頼)

* ⇒ 地域福祉推進委員会参加者＋ワークショップ参加者・現役世代に呼びかけ

* ○ 地域コーディネーターの養成

* ⇒ 市主催のワークショップ参加者などへ呼びかけ

* ○ 地域でのアンケート実施

* ⇒ エリア内で無作為抽出した市民へのアンケート実施

* ○ 地域カルテの作成 (次ページ参照)

* ⇒ 地域福祉推進委員会で作成に着手(参考資料参照)

地域カルテの類型

1 身体計測型

- * 地域の人口、世帯数、推移・将来推計などの数値データ、地域の歴史、地形など、客観的な情報をとりまとめたもの

2 健康診査型

- * 地域の状況を確認した結果をまとめたもの
- * 住民参加型のまちづくりの進捗状況、地域懇談会などでの意見集約機能の状況、地域の誇り・愛着度など

3 診断治療型

- * 地域課題、困りごとは何か、どのように対処され、現状はどうかを記録するもの
- * 市長懇談会で出された地域からの要望・課題をエリア単位で地域カルテにまとめ、市の対応状況時系列に記録して、プロセスの見える化を図る

4 ケア・プラン型

- * 将来のビジョンや目標、具体的な活動やそれに充てる費用などを含めた行動計画としてまとめたもの = 地域計画

第三期自治推進委員会 「コミュニティ自治推進に向けた検討報告書」

■第二段階 (平成23年6月)

○コミュニティ会議の設立へ

区 域 コミュニティエリア単位

組 織 緩やかな代表性、正統性

拘束力をもたない勧告権や意思表示権

行政から独立性の高いもの

委 員 公募、立候補、既存団体推薦を混ぜる

地域で活動していない人も参加できるしくみ

報 酬 原則無報酬、委員の活動を住民が認めてあげるしくみ

役割・具体的な業務内容 ⇒次ページ参照

予算編成 ある程度の額の予算を自由な裁量で使える

事務局 コミュニティセンターの一角を事務所

住民自主組織が望ましいが、行政の関わりは必要

第三期自治推進委員会

「コミュニティ自治推進に向けた検討報告書」

(平成23年6月)

* ○コミュニティ会議

* 1 役割

- * (1) 地域で起こる問題を自分たちで解決すること
- * (2) 市政等に対してその意思を提言すること
- * (3) 地域の人たちの親睦を深め、コミュニティを維持し、発展させること

第三期自治推進委員会

「コミュニティ自治推進に向けた検討報告書」

(平成23年6月)

* ○コミュニティ会議

* 2 具体的な業務内容

- * ① 防災・防犯や地域福祉への取り組みなど、地域での課題を見出し、自分たちで解決方法を考えて実施する。その他にも子育て支援や青少年育成等の課題も考えられる。
- * ② 市の総合計画、地域福祉計画、まちづくり条例などの行政計画、条例等の意思決定に参加し、地域の意見をまとめて、提案していく
- * ③ 地区内の公共施設の有効活用、道路・街路灯・下水・公園の管理、ごみ問題やまちの美化など、地域に密接に関係する行政の事業について意見を述べ、または自分たちで事業を行う
- * ④ 文化・スポーツ・レクリエーション活動など、地域の交流・親睦を図るための事業を計画し、実施する。また、住民相互の連絡や広報などによる情報の発信を行う
- * ⑤ 以上の業務を円滑に行うため、地域内外の各種団体と連携協力し、そのために相互の連絡調整の会議などを主催する

今後進めていく上での留意事項

- * ●社協が開催している「地域福祉推進委員会」との整合を図る
 - * ⇒10年の歴史があり、10のエリアで設置されていることから、
 - * 同じような組織を地域につくるべきではない

- * ●これまでの担い手・支え手、元気な高齢者、現役世代が参加できるしくみをつくる
 - * ⇒忙しい現役世代は、参加して、楽しいと思えるものでないと継続しない(かつ、個人負担が少なく、入りやすく、出やすいしくみ)
 - * ※高齢者の活動に若い世代は参加しないが、若い世代の活動に高齢者は後から参加することができる

- * ●現にある地域課題を解決するしくみをつくる
 - * ⇒地域施設の再編に伴い、改修後の施設の機能のあり方など、現に存在する課題の解決につながるしくみをつくる

今後の取り組み(案)

- * ●令和2年度から、モデルエリアを設定し、第一段階として、「**コミュニティ懇談会**」の設置に着手する
- * ●モデルエリアは、**既存地区・ニュータウン地区**からそれぞれ**1地区の2地区**とする
- * ●懇談会には、**地域福祉推進委員会**や**既存団体のメンバー**に声掛けするとともに、**エリア内のワークショップ参加者**や**アンケート回答者**など、**若い世代にも参加してもらえよう工夫**する
- * ●**地域カルテの作成作業**などを通して、**当該エリアの抱える課題、活用できる地域資源**などを、**参加者で共有**し、これを**エリアに発信していく**ことを目指す
- * ●**懇談会の事務局機能**を担うために、「**地域担当職員**」を配置し、**社協の「地域福祉コーディネーター」**と**連携協力体制**をつくる